

平成二十年一月十五日受領
答弁第三七八号

内閣衆質一六八第三七八号

平成二十年一月十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に
関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「潮の舞」については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長、会計担当者及び現地職員等から聞き取り調査を行ったが、「潮の舞」の所在に関する有力な情報は得られず、外務省大臣官房及び大使館が、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところである。外務省としては、「潮の舞」を含め在外公館における美術品管理に責任を有しており、在外公館における美術品管理を一層徹底していく考えである。

四から六までについて

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、外部から事実関係に関する照会が多くなされたことから、事実と反する記述の例示として掲載したものであって、御指摘の記事に掲載されている美術品すべてについて説明することを目的としたものではない。ま

た、外務省としては、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことについて、先の答弁書（平成一九年六月五日内閣衆質一六六第二五〇号）等で随時明らかにしてきており、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを「隠そうとした」ことはない。